(2) 十分な引張強さ及び可とう性を有するものであること。
(3) 内層は、液化石油ガスに侵されないものであること。
(4) 外層は、耐候性及び耐食性を有するものであること。
ロ 継手部分の材料は、次の(1)及び(2)によること。
(1) 鋼、銅合金、亜鉛合金、アルミニウム又は耐熱性、耐候性及び難燃性を有する合成樹脂であること。
(2) 液化石油ガスに侵されないものであること。
ハ 継手部分の構造は、次の(1)から(5)までによること。
(1) 形状及び寸法は、次の図又は高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ〇七二一附属書2に掲げる接続部の図に示すとおりであること。

図　［略］

(2) 通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。
(3) プラグとソケットとの着脱は、円滑かつ確実にできるものであること。
(4) プラグとソケットを接続した状態において、接続部分は十分な気密性を有するものであること。
(5) プラグ又はソケットは、これらを接続する燃焼器のソケット又はプラグ（接続具を含む。）から外した場合に液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。
ニ ホース部分と継手部分との接合は、次の(1)及び(2)によること。
(1) かしめ等により堅固に接合されていること。
(2) 十分な耐圧性能及び気密性能を有するものであること。

四 ゴム管
イ ゴム管（ロに掲げるものを除く。）の材料は、次の(1)から(3)までによること。
(1) 耐熱性及び難燃性を有するものであること。
(2) 前号イ(2)及び(4)によること。
(3) 内層は耐老化性を有し、かつ、液化石油ガスに侵されないものであること。
ロ ゴム管（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造
(1) ホースの部分は、イによること。
(2) 継手部分は、前号ロ及びハ（高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ〇七二一附属書2に掲げる接続部の図を除く。）によること。
(3) ホース部分と継手部分との接合は、前号ニによること。

五 塩化ビニルホース
イ 塩化ビニルホース（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）材料及び構造
(1) ホース部分は次の(i)から(iv)までによること。
(i) 耐熱性、耐候性、難燃性、耐老化性及び耐食性を有するものであること。
(ii) 第三号イ(2)によること。
(iii) 液化石油ガスに侵されないものであること。
(iv) 踏圧に十分耐えるものであること。
(2) 継手部分は、第三号ロ及びハ（高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ〇七二一附属書2に掲げる接続部の図を除く。）によること。
(3) ホース部分と継手部分との接合は、第三号ニによること。
ロ 塩化ビニルホース（その両端がゴム継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造
(1) ホース部分は、イ(1)によること。